

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 3月23日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第19号

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第4号及び第21条第2項第10号中「承認」の次に「又は法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認」を加える。

第23条第1項第1号中「100分の125以上100分の210」を「100分の120以上100分の200」に、「100分の149以上100分の250」を「100分の144以上100分の240」に改め、同項第2号中「100分の113.5以上100分の125」を「100分の108.5以上100分の120」に、「100分の134.5以上100分の149」を「100分の129.5以上100分の144」に改め、同項第3号中「100分の102」を「100分の97」に、「100分の122」を「100分の117」に改め、同項第4号中「100分の93.5」を「100分の88.5」に、「100分の112.5」を「100分の107.5」に改める。

第24条第1項第1号中「100分の52」を「100分の49.5」に、「100分の62」を「100分の59.5」に改め、同項第2号中「100分の48.5」を「100分の46」に、「100分の58.5」を「100分の56」に改め、同項第3号中「100分の46.5」を「100分の44」に、「100分の56.5」を「100分の54」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。